

○浅麓環境施設組合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和 21 年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日 訓令第 1 号

浅麓環境施設組合一般職の職員の格付、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 41 年浅麓環境施設組合規則第 5 号）の全部を改正する。

一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則については、小諸市における一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 4 年小諸市規則第 28 条）を準用する。

この場合において、「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。ただし、第 3 条に定める別表第 1 「級別職務分類表」については、別表第 1 「浅麓環境施設組合職員の級別職務分類表」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 浅麓環境施設組合職員の級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1 級	1 主事・技師
2 級	1 主事・技師
3 級	1 主任
4 級	1 係長又は主査
5 級	1 所長補佐
6 級	1 所長 2 次長 3 主幹又は技幹
7 級	1 所長